

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県焼津市野秋376番地の1  
氏 名 中部碎石 株式会社  
代表取締役 北村 泰裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太

許可の年月日 令和 2年12月10日  
許可の有効年月日 令和 7年12月 9日

本契約書の写しは許可内容の提示を  
目的で発行いたします。  
他の用途による使用は無効とします。

### 1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンク  
リートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物  
を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、廃油、紙くず、木く  
ず、繊維くず、動植物性残さ  
以上 9品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え  
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当しない

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年12月10日	新規許可
平成 7年12月10日	更新許可
平成12年12月10日	更新許可
平成17年12月10日	更新許可
平成22年12月10日	更新許可
平成27年12月28日	更新許可
令和 3年 1月25日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

## 3. 運搬施設の概要

## (1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	コンテナ専用車	静岡100は2624	10,400 kg	中部砕石(株)	脱着装置付
2	コンテナ専用車	静岡100は2805	8,300 kg	中部砕石(株)	脱着装置付
3	コンテナ専用車	静岡100は2952	8,300 kg	中部砕石(株)	脱着装置付
4	コンテナ専用車	静岡100せ1652	3,950 kg	中部砕石(株)	脱着装置付
5	コンテナ専用車	静岡100せ2763	3,950 kg	中部砕石(株)	脱着装置付
6	キャブオーバ	静岡100せ3967	3,650 kg	中部砕石(株)	
7	キャブオーバ	静岡100せ5112	3,600 kg	中部砕石(株)	
8	コンテナ専用車	静岡100は3929	8,500 kg	中部砕石(株)	追加 脱着装置付
9	キャブオーバ	静岡100す5719	3,250 kg	中部砕石(株)	追加
10					

事務所の所在地 静岡県焼津市野秋376番地の1

駐車場の所在地 静岡県焼津市小川字中川原道下3105番  
付近の見取図を添付すること。

## (2) その他の運搬施設の概要

※石綿含有廃棄物を除く

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
鉄製コンテナ	廃プラスチック類※・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※・金属くず・木くず・紙くず・繊維くず、動植物性残さ	1.3m <sup>3</sup>	120個
鉄製コンテナ	廃プラスチック類※・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※・金属くず・木くず・紙くず・繊維くず	1.7m <sup>3</sup>	20個
鉄製コンテナ	廃プラスチック類※・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※・金属くず・木くず・紙くず・繊維くず	2.3m <sup>3</sup>	150個
脱着式コンテナ	がれき類	5.0m <sup>3</sup>	1個
脱着式コンテナ	廃プラスチック類※・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※・金属くず・木くず・紙くず・繊維くず	8.0m <sup>3</sup>	20個
脱着式コンテナ	廃プラスチック類※・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※・金属くず・木くず・紙くず・繊維くず	12.0m <sup>3</sup>	3個
脱着式コンテナ	がれき類※	7.0m <sup>3</sup>	1個
脱着式コンテナ	廃プラスチック類※・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※・金属くず・木くず・紙くず・繊維くず	20.0m <sup>3</sup>	2個
脱着式コンテナ	廃プラスチック類※・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※・金属くず・木くず・紙くず・繊維くず	30.0m <sup>3</sup>	5個